

令和8年
5月号

宇都宮中央警察署
花房交番
☎028-635-5997

Hanabusha Police box news

花房交番だより



消費者庁主催の「消費者月間」について

★ 実施期間 ★

5月1日（金）から31日（日）までの1か月間

★ 令和8年度「消費者月間」統一テーマ ★

「見える情報 見えない仕組み ～AI時代の消費者力を高めるために～」

★ 消費者月間 ★

消費者庁では、毎年5月を「消費者月間」とし、上記統一テーマのもと、安全・安心で豊かにくらすことができる社会を実現するため、関係行政機関と連携して各種啓発活動を実施します。

この月間を通じて、悪質商法の手口を知り、被害に遭わないようにしましょう。

★ 「悪質商法」って何？ ★

悪質商法とは、一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたものをいいます。

★ 具体的な最新トレンドと手口 ★

(1)最新トレンド～ 若者から高齢者までの幅広い年齢層を狙う「後出しマルチ」・投資・情報商材

(2)手口～ SNSやマッチングアプリで接近し、「必ず儲かる」「楽に収入が得られる」とマルチ商法やFX等の投資話（情報商材）を執拗に勧誘する。

(3)特徴～ 最初はマルチだと隠し、契約直前や契約後にマルチの仕組みを説明する。借金をさせてまで高額な契約を迫るケースが多い。

★ 悪質商法の被害にあわないためのポイント～悪質業者は、う・そ・つ・き！～

「う」～うまい話を信用しない！

うまい話、絶対もうかる話には、必ず大きな落とし穴…

「そ」～そうだんする！

ひとりで判断せず、家族・知人・相談機関に相談を

「つ」～つられて返事をしない！すぐに契約しない！

悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するように迫ってきます

「き」～きっぱり！ はっきり！ 断る！

あいまいな返事をせず、キッパリ！ ハッキリ！ 断る！

★ 早期に相談を ★

悪質業者にお金を払い、期間が経過してから警察に相談に来られる方が多く見られます。「変だな」と思ったら、早めに警察等に相談してください。

たとえば、SNSで華やかに見えたり、親しい人からの誘いであったりしても注意してください。



★ 不安を感じたとき、被害にあった時の相談窓口 ★

- 最寄りの警察署または警察本部
- 警察相談専用電話（「#9110番」）
- 県の消費生活センターまたは市町の消費生活相談窓口（消費者ホットライン「188番」）

